

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

- 「参酌標準の基本的考え方」の送付について
(社会保障審議会介護給付費分科会(第3回)会議資料)

(合計 本紙含め4枚)

vol. 119

平成13年12月11日

厚生労働省老健局介護保険課

* 貴都道府県内市町村に速やかにFAX送信いただきますよう
よろしく願いいたします。

「参酌標準の基本的考え方」の送付について

昨日、社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました。このうち、次期介護保険事業計画策定のための国が定める参酌標準の基本的な考え方に関しまして、参考までに、会議資料のうち関係する部分（計2枚）を送付します。

なお、社会保障審議会介護給付費分科会資料については、後日、厚生労働省ホームページ及び社会福祉・医療事業団ホームページに掲載の予定です。

平成13年12月11日

老健局

参酌標準の基本的考え方

介護保険施設の利用者の総数の見込みについては、平成19年度における65歳以上人口のおおむね3.2%を標準として、地域の実情に応じて定めることが適当である。この場合においては、平成19年度における65歳以上人口に対する75歳以上人口の割合の見込みを勘案した補正を行うことが望ましい。

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設のそれぞれの利用者の数の見込みについては、それぞれ平成19年度における65歳以上人口のおおむね1.5%、1.1%及び0.6%を参考として、地域の実情に応じて定めることが適当である。

※上記に痴呆対応型共同生活介護等を加えると、全体では3.5%となる。

(考え方)

- ① 平成14年度における施設サービス利用者見込み数に、療養病床等における長期入院患者のうち退院可能性が高い者の数を勘案し、その数の65歳以上人口(約2300万人)に対する割合が3.2%であることから、これを平成19年度における施設全体のサービス量見込みの標準とする。
施設種類ごとの利用者の数についても、これと同様の考え方により見込むものとする。
- ② 要介護状態となった場合でも可能な限り居宅で生活を営むことができるようにするという介護保険の基本理念を踏まえ、自宅での生活を継続することが困難な者のために多様な受け皿の整備を図る観点から、居宅サービスの中でも居所を移して利用する痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の利用者数について、新たに目標の数値として0.3%(平成19年度における65歳以上人口に対する割合)を定める。
これを上記の3.2%と合わせれば、3.5%となる。

- ③ 地域によって、後期高齢者の割合が異なることから、高齢者人口に対する要介護者の発生率に差があることが予想される。地域ごとに施設サービス量の目標設定を行う際には、高齢者人口に対する比率に加え、このような要介護者の発生率を考慮することが望ましい。

※ 各地域における高齢者人口に対する後期高齢者の割合について、全国平均的な割合との乖離に応じた指標を用いることが適切である。

[参考：後期高齢者数による調整方法]

$$3.2\% \times 1 / (\text{後期高齢者補正係数})$$

後期高齢者補正係数は、介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成12年厚生省令第26号）第5条に規定する後期高齢者加入割合補正係数を使用。

平成12年度における介護保険給付費財政調整交付金の算定に使用される割合をもとに算出される数値により仮置きすると、次のとおり。

$$0.104$$

$$\text{前期高齢者加入割合} \times 0.03 + \text{後期高齢者加入割合} \times 0.21$$